

マスメディアを活用したシティプロモーション業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

住む人にも訪れる人にも満足度No. 1のまちづくりを目指して、マスメディア等を活用し、基山（きざん）・基肄城をはじめとした基山町のシンボルの魅力や価値を発信し、基山町への愛着、誇り、知名度向上、話題づくりとなるシティプロモーションを実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定することを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 マスメディアを活用したシティプロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「マスメディアを活用したシティプロモーション業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 納品場所 基山町役場企画政策課
- (5) 委託上限額 12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は業務規模の上限目安であって、契約時の予定価格ではない。

## 3. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自治体の同種業務にかかる業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 参加申込み時点で、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (6) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (7) 参加申込み時において、納期限の到来した町税等を完納している者であること。

#### 4. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、以下のとおりとする。

項目	日程
公募開始（実施要領等の公表）	令和6年4月18日（木）
参加表明書受付期限	令和6年4月26日（金）
参加資格審査結果通知書送付	令和6年5月1日（水）
参加表明及び企画提案に関する質問期限	令和6年5月9日（木）
企画提案書受付期限	令和6年5月17日（金）
企画提案書プレゼンテーション	令和6年5月下旬～6月上旬
審査結果通知	令和6年5月下旬～6月中旬

#### 5. 参加申込み

このプロポーザルに参加する意思のある場合は以下により書類を提出すること。提出がない場合はこのプロポーザルへの参加を認めないものとする。

(1) 提出期限

令和6年4月26日（金）17時まで

(2) 提出方法

下記提出書類を直接持参又は郵送で基山町役場企画政策課に提出すること（郵送の場合は上記提出期限必着とする）。※郵送等における事故については一切関知しない。

(3) 提出書類

- ①参加意思表明書（様式第1号） 1部
- ②市町村税及び県税に係る納税証明書 1部
- ③会社概要（様式第2号） 1部

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認については参加意思表明書の提出期限を持って行うものとし、参加資格がないと認めた場合は書面により通知する。なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

#### 6. 質問書の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は質問項目を明確にし、電子メールにより照会すること。電子メール以外での質問（直接来庁及び電話での問い合わせ等）については対応しないものとする。

(1) 提出期限

令和6年5月9日（木）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第3号）により、基山町役場企画政策課へ提出するものとする。

Mail : sogokeikaku-2@town.kiyama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月14日(火)17時までに、随時、町ホームページに掲載する。質問のあった事業者名については公表しない。

(4) 留意事項

質問に当たっては会社名、担当者の所属、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。質問者不明の質問には回答しない。

## 7. 企画提案書等の提出

参加事業者は以下のとおり選考に必要な書類(以下「提出書類」という。)を直接持参又は郵送により提出すること。なお、提案の提出は1者につき1件に限るものとし、重複しての提出は認めない。

(1) 提出期限

令和6年5月17日(金)17時まで

(2) 提出方法

下記提出書類を直接持参又は郵送で基山町役場企画政策課に提出すること(郵送の場合は上記提出期限必着とする)。※郵送等における事故については一切関知しない。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

(3) 提出書類

①企画提案書提出届(様式第4号) 1部

②企画提案書 10部

ア 企画提案書には企画コンセプト、全体の構成案、各動画の展開案、PRの方法及び範囲など具体的な提案を明記すること。

イ 業務の実施工程を作成し添付すること。

実施工程の作成に当たっては、委託者及び受託者が果たす具体的な役割(手続き、作業及び時期)について確認できる形とすること。

ウ 業務の実施体制を明確にするため、本町との連絡調整の窓口となる管理責任者を記載すること。なお、社外の者が業務に関わる場合及び本業務の一部を再委託又は請け負わせる場合は、再委託又は請け負わせる先の会社名、代表者氏名及び業務内容等を明記すること。

③企画イメージサンプル 10部

購入画像を使用する場合は、当該画像にかかる制限(二次利用時の使用料等)については企画提案書に明記すること。

④業務実績 10部

⑤過去に受託作成した類似の実績結果 10部

⑥見積書(会社及び代表者氏名を記載の上、押印すること) 原本1部、写し9部

※明細書を添付すること。

※②から⑥の順に1部ずつダブルクリップ等でまとめること。

## 8. 審査方法

審査は、提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後質疑応答（10分程度）を行うものとする。

### (1) 評価

評価は、別紙「マスメディアを活用したシティプロモーション業務 評価基準表」により行うものとする。

企画提案書等の内容及びプレゼンテーションによる評価の合計点が最も上位の者を委託候補者に決定し、次に得点の高かったものを次点の委託候補者として決定する。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行う。

### (2) 審査結果

審査結果は、令和6年6月中旬までにプレゼンテーションに参加した全ての事業者に対し、書面で通知し、決定した業者名のみを町ホームページにて公表する。

なお、審査の内容については一切公開しない。

### (3) その他

プレゼンテーションにおいて、プロジェクター、スクリーン、VGA端子ケーブル及びHDMIケーブルは基山町で準備するが、その他の必要機材等は各参加事業者で用意すること。

## 9. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しない場合
- (4) 提出書類の作成又は提出において不正行為が認められた場合
- (5) 見積書に記載された金額が委託上限額を超えた場合
- (6) 参加資格要件に該当しない場合

## 10. 契約

- (1) 委託候補者は、業務内容の詳細について基山町と協議を行い、合意に達した場合は契約を締結するものとする。
- (2) 委託候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を委託候補者とする。

## 11. その他

- (1) 企画提案書等資料作成やプロポーザルへの参加等に要した費用の一切については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の返却はしないものとし、辞退した場合も同様とする。
- (3) 提出された企画提案書は、参加事業者が無断で業務目的以外のものには使用しないが、基

山町情報公開条例（平成 13 年条例第 20 号。以下「条例」という。）に基づき開示又は一部開示することがあるため、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記した書類により申し立てをすること（町において条例第 7 条に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行わないこととする）。

- （4）定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うものとする。
- （5）企画提案書等の提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加及び削除等は認めない。
- （6）参加意思表明書提出後に完成品イメージ作成のため、町ホームページ等に掲載している写真等の使用を認める。なお、使用した写真等は当該プロポーザル以外への使用を禁じる。

マスメディアを活用したシティプロモーション業務 評価基準表

評 価 事 項			配点
(1)企画提案の内容	基本方針 (コンセプト)	本業務の目的及び実施条件等についての 確に反映した提案内容となっているか	40
	内容の充実度	仕様書の記載内容に加えて独自提案がな されており、見積金額が妥当か	30
(2)業務実施体制		会社担当者及び協力者等に適正に業務遂 行できる能力や経験があるか	20
(3)業務実績		過去に同様業務の受注実績があり、提出の あった過去実績結果の完成度が高いもの となっているか	10
合 計			100